

きょうだいケースが優先される。その他、保護者の希望を尊重する。現在は定員オーバーの状況なので、きょうだいケース以外は同一敷地内養護施設への措置変が難しい。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

特に関係ない

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か

きょうだいケースや保護者の住所を考慮することが優先される。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

乳児院施設長が書面を作成し、子どもの担当者が引継ぎを行う。児相は特に問題なければ介入はほとんどない。それまでに院内保育へ行き移行期を設けている。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児相が保護者の意向を確認後、施設長が話す。子どもが2歳を過ぎた頃。

2. 他施設に措置変された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

きょうだい他施設にいる場合、保護者の住所に近いところ。その他、子どもの健康状態（ぜんそく、アレルギー等）があまりよくない場合。

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

1-⑤と同じ。前もって施設長が空きのある施設を調べて打診し、児相に伝える。担当と子どもが見学へ行く。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

1-⑥と同じ。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

ほとんどない。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流等）

同一敷地内なのでカジュアルな形で会うことは多いが、公的な行事としては特にない。週末里親として会っている元担当保母もいる。

②その後の保護者との関係

特にない。

③施設・職員間の連携

カジュアルな形での連携はある（e.g.院内保育で会った時）。交流会を持ちたいと考えてはいるが、今のところはない。勤務体制が違うのでなかなか時間を作るのが難しい。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

有。

②保護者との連絡等の役割分担

児相からは公的な話。

③施設訪問

用がある時は来るが、ほとんど来ない。児相は「施設にいる子は安心」と言う。

5. 年齢枠をはずす条件

子どもにとっては一貫した養護は必要。ただ職員の勤務体制が乳児院と養護施設では異なるため難しい。家庭支援専門員を昨年度より設置しているが、実際の家庭支援は施設長が行うことが多い。

6. 他施設へ措置変更がなされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースを1～2お教えてください。

保護者が同一敷地内養護施設への措置変を強く希望したが、定員オーバーのためできなかったケース。

虐待ケースなどは医療型（病院を併設）乳児院へ入所することが多いので、ここでは特に大きな問題はない。

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変児童について

①保護者や児童の特徴

同一敷地内で乳児院と養護施設はがある場合は面接等親子関係を維持するのに有効。その一方で、乳児院での援助内容、課題が伝達でしかないので、受け止め方も甘くなる危険性もある。親子の継続的関係に深く関心を持つ必要がある。保護者は短期引取りとそのままネグレクトされる場合の両極端に分かれる。措置変の時期は引取りか否かを問う重要な時期。

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

国立大学（大阪外大）への進学者がでた。

③保護者との関係

関係づけの上手い親は他の施設から来ても上手くできる。

2. 他の乳児院からの措置変児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差違

同一敷地内乳児院からの措置変更については、モラトリアムの期間をもうけることができる。当法人では措置変更間近になると（現実的には児童養護施設の受け皿が準備できないための苦悩の策であるが）、園内保育園への通園ということで、既に児童擁護施設のスタッフがかかわりをはじめることができる。

また、一般的には児童養護施設のホームが決まると、乳児とその担当保母がホームへ訪問したり、児童養護施設の保母が子どもに会いに乳児院に行ったりする。他の乳児院からの措置変更であれば、それがほぼ皆無であり、子どもにとっては厳しい状況であると言わざるをえないのではないか。

②処遇で配慮すること

子どもは親から分離され、措置変更により、また二年余の間に施設職員から分離される

のである。人間関係の安心感の培養にもっとも危険な状況にあるといえる。したがって、親と子との関係をよほど豊かにしておくことが必要であると考え。もし親子関係を豊かにすることが困難なら、週末里親等の個別関係をいち早く構築していく必要がある。

乳児院の職員にとって、自らが保育した子どもがどう成長していくのか、その検証は自らの保育のあり方を見つめるのもっとも大切である。同一敷地内での措置変更は、それが自然の機会になし得るが、他施設からの場合は意図的にしていかなければならないし、容易ではない。

③措置元乳児院との連絡調整

電話等の連絡は時々必要に応じて行っている。

3. 児相との連携

①事前打診の有無

②保護者との連絡等の役割分担

できるだけ早い段階で、児童相談所は、親と相談しながら措置変更の援助計画をたて、乳児院、児童養護施設双方との連携が必要である。しかしともすれば児童相談所も施設もルーティーンワークになってしまっているところがある。兄弟ケースについては(先に兄、姉が入所している場合)保護者の不安はほばないが、そうでないケースについては児童養護施設の生活内容をしっかり説明するようにしている。

③施設訪問

あまりない。

4. 年齢枠をはずす条件

年齢枠にこだわらずに援助していくことは、子どもの援助について最も必要なことと考えている。年齢枠を外すということは、概して乳児院での在籍期間を長くすることになるため、まず、乳児院での職員、施設整備等の見直しが必要である。

当法人では、今後施設整備をするとき、乳児院の年齢枠を弾力的に考えることを1つの条件としている。そのためには、今から児童養護施設と乳児院の援助理念をしっかりと議論していかなければならないと考える。子どもにとって、人間関係の分断は機械的になされるのではなく、そのケースによって必要な(自然な)タイミングでなされるべきである。しかし、両施設の運営となれば、ある一定のルールを定めることが現実的であり、当施設では園内保育があるので、それを要にしながらジョイントできるかもと考えられている。

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

6. 貴施設の特徴的な点

Kids Club を設けて地域に開放。

子育てフォーラムを他の市町村と共同で主催。

ショートステイ、トワイライトステイ、子育て相談事業。

<法人 4>

・乳児院

1. 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

	入所児童	同一敷地内児童養護施設	他施設
平成11年	15	2	1
平成10年	8	6	不明
平成9年	14	1	不明

②保護者や児童の特徴

保護者の養育能力が低い。親との接触が少ない。児童の場合は特にない。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

長い。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か

前提。継続的に児童に接することができる。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

担当保母が書類を作成し、養護施設の職員と打ち合わせをする。1ヶ月前くらいに児相に連絡。児相はケースバイケースで書類だけの場合もあり、保護者との4者面談を設定する場合もある。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

家庭支援専門員もしくは施設長が保護者と話しをする。多くの保護者は児相と話しをするよりも、施設の職員の方が心を開いて話をしてくれる気がする。

2. 他施設に措置変された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

家が近い。家の宗教（天理教など）の関係。定員オーバーで養護施設に入所できない。

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

先方の職員が来て、子どもと遊んだりして、情報を収集する。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児相が行う。約1ヶ月前から直前になる場合もある。どうしても同一敷地内施設を希望している保護者は直前まで空きを待っていることもあるため。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

措置変直後は時々保護者や先方の施設に電話する。慣れたら連絡等はほとんどとらない。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流等）

遊び場を通ったりするのでよく顔を合わせる。

②その後の保護者との関係

有る。

③施設・職員間の連携

年中行事など共同で企画・運営する。特に乳児・幼児の行事は多いので交流がある。

法人内の職員の移動があるため、養護施設の職員が乳児院へ移動したり、乳児院の職員が養護施設に数ヶ月出向したりすることもある。職員間の間で子どもの養護を一環として見ていきたいという興味がある。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

有。

②保護者との連絡等の役割分担

ケースバイケース。

③施設訪問

ほとんどない。年1回の巡回の時だけ。

5. 年齢枠をはずす条件

就学前までは同一施設内でケアしていくことが望ましい。

しかし措置費の問題や居室条件の問題がある。

6. 他施設へ措置変更がなされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースを1～2お教えてください。

結果的に同一敷地内養護施設に措置されたが、親が引き取りを強く希望したが、こちらがとても無理だと思ったケース。父親は暴力団関係で薬物依存、母親も若く家族に介入したかったが、なかなかできず苦労した。最終的に子どもが親元に戻ることを拒否した。

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変児童について

①保護者や児童の特長

特になし。

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

平成11年の場合は、退所者6名中家庭引取6名。家庭引き取りは少なく、高校まで在籍することが多い。

③保護者との関係

保護者は乳児院から施設のことを知っているので関係は持ちやすい。

2. 他の乳児院からの措置変児童について

ほとんどない。過去3年間は0。

3. 児相との連携

①事前打診の有無

有。

②保護者との連絡等の役割分担

基本的には主任が行う。措置変の時のみ児相が保護者と話をする。

③施設訪問

年 1～2 回位。心理判定が必要な時など、不定期。

4. 年齢枠をはずす条件

現行の 2 歳での措置変はおかしい。2 歳で環境が変わるのは子どもにとって大きなマイナス。幼児棟を設けることを考えている。

措置費の問題。職員の勤務体制の問題。

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を 1～2 お教えください。

なし。

<法人 5>

・乳児院

1. 過去 3 年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数及び入所児童との割合

	A 総退所児童数	B 総措置変更児童数	C 同一敷地内変更数	C/A
平成 9 年度	32	7	7	21.9%
平成 10 年度	37	11	9	24.3%
平成 11 年度	39	12	10	25.6%

②保護者や児童の特徴

C の 26 件の内訳：未婚母子家庭要就労 7、父子家庭（母家出）6、父子家庭（母疾病）5、棄児 2、離婚親権者父就労 2、婚外子 1、身体的虐待 1、ネグレクト 1、父行方不明 1

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

長い。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か

基本的はその通り。但し、保護者の状況の変化に応じ柔軟に対応。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継）

児童養護施設の生活に慣れるために、異動先のホームに遊びに行き、少しずつ過ごす時間をのばすなど、なるべく子どもにとっての負担を減らすようつとめる。

生活面や健康面での注意事項や発達については、事前に文書での引継を行う。

児童相談所とは頻繁に連絡を取り合い、異動があればすぐに報告する。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児童相談所からも話してもらうが、それより前に、児童相談所とは事前に合意の上、施設のケースワーカーが説明する。異動が決定するまでは簡単な施設の紹介など、決定後再度詳しく説明。

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

平成 10 年度 2 ケース 姉と同施設へ、母の現住地へ

平成 11 年度 2 ケース 母の現住地へ、兄姉と同施設へ

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継）

事前に児童養護施設の担当者に子どもに会いに来てもらうか、子どもを連れて様子を見に行く。また乳児院での記録（生活面のほか、健康面については特に詳しく）を渡す。

児童相談所とは、基本的には同一敷地内異動の場合と同じであり、措置変更当日、児童福祉司に立ち合いを依頼。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

基本的には同一敷地内異動の場合と同じであるが、時期については、離れた地域への変更の場合があるので少し早めに説明。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

特に問題がない限り行わない。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

新しい環境に慣れるまでは、意図的に距離をおくこともあるが、落ち着いてからは自然な形での交流を続ける。

②その後の保護者との関係

ケースワーカーが乳児院、児童養護施設同じなので、継続したケースワークが可能。

③施設・職員間の連携

新旧担当者間、及び主任間の連携を密にするよう心がける。

4. 児童相談所との連携

①事前打診の有無

有。措置変更の前に判定を依頼する（全ケース）。

②保護者との連絡等の役割分担

保護者の状況、今後の方向性及び意向について、児童相談所に確認を依頼。

③施設訪問

児童相談所まで車で 10 分ということもあって日常的に連携がはかられており、特に措

置変更のためにだけの来所というのは少ない。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

児童養護施設へ看護婦の配置。

②施設設備等

1歳児と5歳児が共用できる設備というのは難しい。改修費用の捻出。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

一貫した対応が可能となる。当施設の場合は、ケースワーカー2名で乳児院・児童養護施設両施設の子どもを担当。

6. 処遇困難ケースについて

<同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例>

多動性の子ども：当初は地域の小学校へ入学できるかと心配したが、モンテッソーリ教育（施設内幼稚園）により、会話は普通にできるまで成長（学力面は劣る）。安全対策に万全を期した。

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

父子家庭が多いこと。

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

平成7年度～11年度（5年間）の退所児童

家庭引き取り 21 他施設へ 4 里親委託 2 自立 3

③保護者との関係

個々のケースについて、乳児院を経由しているかどうかを意識して対応するわけではない。

④乳児院との交流状況

行事としてはサマーガーデン（8月）、クリスマス会を乳児院・児童養護施設合同で実施。

日常的には職員が個別に行き来する。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との相違

生活に慣れるのに時間がかかること。

②処遇上で配慮すること

基本的には子ども一人ひとりに対する個別対応であるが、措置変更児童については、乳児院に入所していた際の情報をできる限り生かし、その変化に気をつける。

③措置元乳児院との連絡調整

児童福祉司を通し、必要があれば密に連絡を取り合う。

3. 児童相談所との連携→「乳児院」欄を参照

4. 年齢枠をはずす条件→「乳児院」欄を参照

5. 他施設からの入所児童の処遇困難事例

年長になってから、自立困難となるケース

小さいときから、相手が本当にノックアウトするぐらい喧嘩好きの男児。

高卒後、アパートを借りて自立するが、友達をアパートに呼んでいるうちに溜まり場と
なってしまう。施設から通勤させるが、以後転職の繰り返し。

親と同じような生活を繰り返す子ども

父母ともに数回の婚姻失敗の後、10代で生まれた子ども。

親とはくっついたり離れたりの繰り返し。本児は非行に走り、少年院へ。

<法人6>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数及び入所児童との割合

	A総退所児童数	B総措置変更児童数	C同一敷地内変更数	C/A
平成9年度	9	6	3	33.3%
平成10年度	11	7	4	36.4%
平成11年度	17	10	4	23.5%

②保護者や児童の特徴

Cの11件の内訳（入所時年齢、乳児院在籍期間、入所理由）

<平成9年度>

- ・1歳5か月 7か月 母子家庭（離婚）、生活基盤なし
- ・10日 2年6か月 両親家庭（養育拒否）、本児発達の遅れ
- ・1歳6か月 1年3か月 両親家庭（虐待）

<平成10年度>

- ・3か月 1年6か月 母子家庭（離婚）、母就労
- ・7日 2年9か月 未婚出産
- ・1か月 2年4か月 若年未婚出産
- ・2歳2か月 4か月 母子家庭、借金

<平成11年度>

- ・1歳4か月 1年7か月 両親家庭（仕事を転々）岡山から移管
- ・2か月 2年8か月 父子家庭、父事業失敗
- ・10日 2年6か月 未婚出産
- ・7日 1年10か月 両親家庭（養育拒否）

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか
長い。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か
前提とまでは言えない。保護者の意向を考慮して、県内5児童養護施設の中からもっともふさわしい施設へ措置変更する。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継）
施設行事への参加、施設の雰囲気慣れる（トイレをかりる）、園庭での遊び。
児童相談所とは、子どもが2歳に達した以降、今後の方針について協議する。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）
2歳から2歳6か月頃にかけて、保護者の気持ちを汲み取りながら信頼関係の中での話し合いを重ねる。

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

平成9年度3ケース、平成10年度3ケース、平成11年度6ケースについて
（入所時年齢、乳児院在籍期間、入所理由、措置変更先）

<平成9年度>

- ・10日 9か月 未婚出産 里親
- ・7日 11か月 婚外出産 里親
- ・1か月 1年1か月 未婚出産 里親

<平成10年度>

- ・8か月 1年5か月 未婚出産、母知的障害 児童養護施設（姉と同施設）
- ・10日 10か月 棄児 里親
- ・10日 1年11か月 若年未婚出産 里親

<平成11年度>

- ・7日 4年5か月 未婚出産、母知的障害、本児自閉症 児童養護施設（情緒障害児短期治療施設併設） 母の希望
- ・1歳6か月 8か月 両親家庭（養育拒否） 児童養護施設（兄と同一施設、保護者の出身地近くを考慮）
- ・6か月 1年8か月 母子家庭、母知的障害 里親
- ・10日 9か月 婚外出産 里親
- ・1か月 2年10か月 若年未婚出産 里親
- ・3か月 1年2か月 婚外出産（A乳児院から移管） 里親

*里親はすべて養子縁組希望里親

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継）

措置変更先施設に日帰りで子どもを連れて行き、担当者が説明。

里親委託の場合、少しずつ手順を踏んで慎重に進める。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

他施設の場合、児童相談所主導型で進める。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

他施設の場合、1度ぐらいは何かのチャンスに訪問する。

里親の場合、施設行事への参加、定期的な連絡など。年齢とともに回数は減るが、おおむね就学前ぐらいまでの関わり。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

施設の生活に慣れた後は、自然な関わりを心がける。

②その後の保護者との関係

子どもあつての関わりなので、通常は児童養護施設での対応。

③施設・職員間の連携

日常的に園庭などで顔をあわせており、必要な情報交換を行う。

4. 児童相談所との連携

①事前打診の有無

2歳過ぎから、必要に応じて打ち合わせを実施。

②保護者との連絡等の役割分担

双方から必要に応じて。

③施設訪問

特になし。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

特にない。

②施設設備等

安全面での配慮（動きまわっても心配がないように）。

生活環境面での整備（子どもの年齢にあったトイレの整備など）

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

特に関係ない。

6. 処遇困難ケースについて

特記事項なし。

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

特に特徴として指摘できるほどのものはない。

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

退所後も「帰ってくるのはここだ」と言う子どもが少なくない。

③保護者との関係

児童養護施設側で対応。

④乳児院との交流状況

合同行事、避難訓練。

日常的には職員が個別に行き来する。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

非該当

3. 児童相談所との連携

合同のケース検討会等を通して理解を深めている。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

小人数の中で、同一の保育士が担当することが理想であるとする。

②施設設備等

最大で就学前までの子どもに対応できるような条件整備。年長児童の場合は、学童児との交流がはかれるようにすること。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

一貫した対応を心がけること。

5. 他施設から入所児童の処遇困難事例

非該当

<法人7>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数及び入所児童との割合

	A 総退所児童数	B 総措置変更児童数	C 同一敷地内変更数	C/A
--	----------	------------	------------	-----

平成 9 年度	38	8	7	18.4%
平成 10 年度	34	3	3	8.8%
平成 11 年度	26	9	6	23.1%

②保護者や児童の特徴

C の 16 件の内訳（入所時年齢、在籍期間、入所理由）

<平成 9 年度>

- ・ 1 か月 2 年 2 か月 母養育能力なし、父養育意思なし
- ・ 10 日 2 年 8 か月 未婚出産
- ・ 8 か月 2 年 10 か月 父病氣入院 母就労
- ・ 1 歳 3 か月 1 年 8 か月 両親家庭（母の虐待）
- ・ 8 か月 1 年 10 か月 母精神障害、父就労
- ・ 1 歳 7 か月 11 か月 母子家庭（兄が障害児）
- ・ 24 日 3 年 2 か月 母精神障害、父就労

<平成 10 年度>

- ・ 22 日 2 年 2 か月 棄児
- ・ 7 か月 1 年 7 か月 離婚、母養育能力欠如
- ・ 11 か月 1 年 3 か月 未婚出産

<平成 11 年度>

- ・ 7 か月 2 年 2 か月 未婚出産
- ・ 4 か月 2 年 8 か月 両親家庭（母出産後不調入院継続）
- ・ 7 日 2 年 1 か月 未婚出産
- ・ 10 か月 1 年 11 か月 両親による虐待
- ・ 10 か月 1 年 6 か月 父母ともに受刑
- ・ 1 歳 7 か月 6 か月 母子家庭（母就労）

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

長い。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か

基本的はその通り。但し、保護者の状況の変化に応じ柔軟に対応。なお昭和 48 年 4 月乳児院開院後昭和 50 年代までは、府下の子どもは府管轄の施設に移行。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継）

乳児院と児童養護施設合同の主任会議を毎月行い、常に情報を共有しあう。

園内保育（乳児院保育士が担当）：乳児院の年長乳児（1～2 歳）と、児童養護施設の年少幼児（2～3 歳）の保育の場として実施。したがって、乳児院から児童養護施設に異動した場合でも、日中の生活に変化はない。

異動が決定した場合、児童養護施設保育士による園内保育送迎時の声かけ→乳児院担当保育士付き添いによる児童養護施設異動先ホームへの訪問→ホームでの入浴→ホームでの食事と、子どもの様子を見ながらおおよそ 10 日単位で次のステップへと移行させる。

児童相談所には、子どもが 2 歳に達した時に「措置延長願い」を提出。今後の方針について協議する。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児童相談所からも話してもらうが、それより前に、児童相談所とは事前に合意の上、施設の担当保育士が説明

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

平成9年度1ケース、11年度3ケースともに里親委託

<平成9年度>

未婚出産

<平成11年度>

母子家庭（離婚）、母養育意思なし

母子家庭（離婚）、面会に来ていたが、引取らず里親委託同意

未婚出産

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継）

里親委託ケースなので、外出や外泊など、十分な交流期間を設定している。

他施設の場合は、事前の施設訪問や成長記録の手渡しなど。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

児童相談所が適切な時期に説明。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

基本的には里親の意向を尊重した形で行う。平成11年度の3ケースについては、担当保育士との手紙のやりとりや、子ども祭りへの参加など。通常は最初の数年のみで終わるケースが大半。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

園内保育を通して日常的に関わりを持っている。

②その後の保護者との関係

異動当初は乳児院の職員に要望などを言うことが多いが、気持ちを受け止めつつ、徐々に児童養護施設職員の方にまわしていく。

③施設・職員間の連携

常に連携がはかられている。

4. 児童相談所との連携

①事前打診の有無

2歳になった時点で「措置延長願い」の提出。その後必要に応じて打ち合わせを実施。

②保護者との連絡等の役割分担

双方から必要に応じて。

③施設訪問

特になし。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

乳児院と児童養護施設間での人事異動を毎年2人程度実施しているので、職員間の相互理解は進んでいる方ではないかとの意見であった。

②施設設備等

安全面での配慮（動きまわっても心配がないように）。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

特に関係ない。

6. 処遇困難ケースについて

特記事項なし。

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

病虚弱児への対応。1対1の関わりが必要となるが、現行の職員配置では厳しい。

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

退所後2年程度は行事などにも来園するが、段々と足が遠のいていく。

③保護者との関係

乳児院と協力しながら対応する。乳児院ほどきめ細かい対応はなされていないとのこと。

④乳児院との交流状況

園内保育 4歳までは休日を除いて合同で養育（9～16時）。日常的には職員が個別に行き来する。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

非該当

3. 児童相談所との連携→「乳児院」欄を参照

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

法人内研修として、5日間ずつの交換研修を実施。ほぼ全職員が体験済み。相互理解に努めている。

②施設設備等

ハード面での基準整備。力、体格が異なる多様な子どもへの対応。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

一貫した対応を心がけること。

5. 他施設から入所児童の処遇困難事例

非該当

<法人 8>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数及び入所児童との割合

	A 総退所児童数	B 総措置変更児童数	C 同一敷地内変更数	C / A
平成9年度	21	10	8	38.1%
平成10年度	12	9	7	58.3%
平成11年度	17	5	3	17.6%

2 保護者や児童の特徴

Cの10件（平成10・11年度）の内訳（乳児院在籍期間、入所理由）

<平成10年度>

- ・3年 未婚出産
- ・2年 両親就労せず、生活苦
- ・10か月 両親家庭（母の精神障害）
- ・1年10か月 両親家庭（母知的障害）
- ・1年3か月 父子家庭（離婚）、父就労
- ・6か月 両親家庭（夜逃げ、借金）
- ・6か月 母子家庭（離婚）、母就労

<平成11年度>

- ・2年1か月 未婚出産 母覚醒剤で拘禁
- ・10か月 母子家庭（離婚）、母就労
- ・4か月 母子家庭（不倫による出産）、養育意思なし

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

1歳後半で入所し、2歳で養護施設に異動したケースも少なくないので、一概には言えない。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か 前提とまでは言えない。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継）

定員枠を確保する必要があるので事前打診を行い、決定後担当者間で打ち合わせを行う。
数日間の体験入所。

事前打診前に、児童相談所とケース処遇の方針について話し合う。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

ケースバイケースで対応。多くの保護者は、養護園に上がるという気持ちで自然にもっている。

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

＜平成 10 年度＞2 ケース 里親委託 入所理由は、未婚出産、棄児

＜平成 11 年度＞2 ケース 里親委託 入所理由は、未婚出産、棄児

* 4 ケースとも養子縁組希望里親

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継）

里親への配慮を要するので、里親の意向を尊重して進める。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

里親委託なので児童相談所にまかせる。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

押しかけにならないように留意する。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流状況等）

日常的な声かけ。遠足などの合同行事。園内での中間保育。

②その後の保護者との関係

ない。

③施設・職員間の連携

現状では十分とは言えない。何かあった時に連絡しあう程度。

4. 児童相談所との連携

①事前打診の有無

前もってわかっているので、折りをみて相談する。

②保護者との連絡等の役割分担

特に役割分担ということはない。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

まずは相互の理解を深めることから進めたい。

②施設設備等

子どもの発達を第一に考えること。その点からすると、小さい子どもの中に大きい子どもがいるというのは好ましいとは言えない。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

特に変わらないのではないか。

6. 処遇困難ケースについて

ここ 2 年間では特に該当ケースがない。

・ 児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

やや言葉の発達が遅いこと。

②退所後（これは過去 3 年に限らない）の動向

③保護者との関係

事前に施設を見学してもらい、あわせて話し合いの機会をもつよう心がけている。保護者の気持ちを少しでも和らげるために、ケースワークを一本化したいと考えている。

④乳児院との交流状況

合同行事（遠足、夏祭りなど）。日常的には職員が個別に行き来する。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

なし

3. 児童相談所との連携

①事前打診の有無

定員枠確保の観点から事前に相談しあっている。

②保護者との連絡等の役割分担

最終的な連絡は児童相談所から行う。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

ようやく職員間に連携強化の気運が高まってきた段階である。

②施設設備等

乳児院で 3～4 歳の子どもを受け入れるための環境整備が可能であるか。基本的には、子どもの適応度、発達段階を考慮して最善の場を提供すること。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

平安徳義会の中で責任をもって対応するという姿勢を示すことができるようにもっていききたい。

5. 他施設からの入所児童の処遇困難事例

該当なし

<法人 9>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

同一敷地内に移転し、まだ2年しか経過していない。この2年間の変更児童は2名、現在1名措置変更の準備中。

②保護者や児童の特徴

親と児相の意向を尊重している。特に親の意向にはできるだけ沿うようにしている。

親が同一敷地内児童養護施設あるいは他施設への措置変更を希望する要因としては、距離的（自宅から通いやすい、職場が近い等）・環境的（親戚が近くににいる等）な要因が大きい。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

特にそのようなことはない。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か

特にそのようなことはない。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

事前に引き継ぎ、事後は報告。

日常的に交流があり、スムーズである。

児童の状況に応じて、書類上の変更日と実態とがずれることもある。（児童がなかなかじめない場合、書類上変更していても、いきなり養護部に移すのではなく段階的に様子を見ながら）

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

事前に児相が関わり説明する。その際保護者の意向も聞く。

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

距離的な問題や環境的な要因。

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

お互いに担当者が事前に行き来して情報交換する。

その他に最低2回は、児童を連れて変更先を訪問。

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

事前に児相から

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

退所ケースに対しては、退所後1ヶ月位の時期に訪問している。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流等）

日常的に、ふだんの生活の中での行き来がある。（変更前から。別の施設という意識なし）

②その後の保護者との関係

必要に応じて

③施設・職員間の連携

日常的に連絡・報告しあっている。

ケース会議の中で、事前の引継、事後報告を行っている。

4. 児相との連携（養護部も同様）

①事前打診の有無

お互いに頻繁に連絡を取り合うよう努力している。特に施設からは積極的に働きかけている。

②保護者との連絡等の役割分担

保護者の状況の変化や、面会等の約束が守れない場合、当初の方針と保護者の状態が異なる場合等、その都度施設から報告し、児相に関わってもらうようにしている。

保護者に対して説明をしたり、重要な場面では児相が必ず関わる。

③施設訪問

必要に応じて、割合と頻繁に訪問してくれている（施設からも要求している）

措置変更前には数回訪問し、児童に面会して状況把握している。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

乳児院では、障害児や病弱のケースが多く、現状でも手不足である。

常勤の医師が必要（今でも）

②施設設備等

乳児院は、年齢枠だけで児童を受け入れているが、児童養護施設はそうではない。そのあたりのギャップが大きすぎる。特にメディカルケアの必要な乳児が多いので、年齢の高い児童と一緒にすることで、感染症の問題等は深刻である。

建物の構造・広さ・備品等の問題

乳児と幼児でも行動半径や遊びがかなり違うので、児童の生活上の安全をどのように守るか。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

可能性はあまり変わらないのではないかと。2才で措置変更というタイムリミットが親の目標になっているケースもある。

年齢枠よりも、措置時点でのケースに対する児相の判断が大切。

6. 処遇困難ケース

特になし

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変児童について

①保護者や児童の特徴